

関連資料 4

住民基本台帳法施行条例

平成21年12月28日条例第86号
改正 平成22年 8 月 3 日条例第56号
改正 平成23年12月27日条例第50号
改正 平成24年 3 月30日条例第18号
改正 平成25年 1 月11日条例第30号
改正 平成25年12月27日条例第115号
改正 平成26年 6 月10日条例第40号
改正 平成27年 7 月21日条例第61号
改正 平成27年12月28日条例第88号
改正 平成28年10月21日条例第67号
改正 平成30年 3 月30日条例第28号
改正 令和元年12月24日条例第47号
改正 令和 4 年 7 月29日条例第40号
改正 令和 4 年12月23日条例第70号
改正 令和 6 年 3 月29日条例第27号
改正 令和 7 年 3 月28日条例第19号

住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

住民基本台帳法施行条例

(区域内の市町村の執行機関及び事務)

第 1 条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条
の13第 1 項に規定する条例で定める県の区域内の市町村の市町村長その他の

執行機関（以下「区域内の市町村の執行機関」という。）及び事務は、別表第1のとおりとする。

（区域内の市町村の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法）

第2条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（都道府県知事保存本人確認情報等の知事の利用に係る事務）

第3条 法第30条の15第1項第2号及び法第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

（都道府県知事保存本人確認情報等を提供する知事以外の県の執行機関及び提供に係る事務）

第4条 法第30条の15第2項第2号及び法第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の県の執行機関」という。）及び事務は、別表第3のとおりとする。

（知事以外の県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報等の提供方法）

第5条 知事が行う法第30条の15第2項（第2号に係る部分に限る。）及び法第30条の44の6第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の知事以外の県の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の県の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(提供及び利用の状況の公表)

第6条 知事は、毎年度、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供及び利用の状況について、規則で定める事項を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(審議会の組織及び運営)

第7条 法第30条の40第1項（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する審議会が法第30条の40第2項（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により行う調査審議及び建議は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の規定により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下この条において「情報公開・個人情報保護審議会」という。）において行うものとする。

2 法第30条の40第2項の規定により行う調査審議及び建議に係る情報公開・個人情報保護審議会（次項において「審議会」という。）の運営は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第63号）の定めるところにより行う調査審議及び建議に係る情報公開・個人情報保護審議会の運営の例による。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、情報公開・個人情報保護審議会の会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供及び利用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例（平成14年神奈川県条例第6号）

- (2) 住民基本台帳法に基づき指定情報処理機関が行う国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例（平成14年神奈川県条例第7号）

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成22年8月3日条例第56号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月27日条例第50号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成24年5月規則第65号で、同24年7月1日から施行）

附 則（平成25年1月11日条例第30号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第115号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び次項の規定は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 別表第1の改正規定の施行の日前にされた一般旅券の記載事項の訂正に関する申請に係る藤沢市の長に対する本人確認情報の提供については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月10日条例第40号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年7月21日条例第61号）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の住民基本台帳法施行条例第8条に規定する情報提供手数料であって、この条例の施行の際まだ収受されていないものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日条例第88号抄）

改正 令和6年3月29日条例第27号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第4項、第5項及び第7項の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から前項ただし書に規定

する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日までの間に第1条の規定による改正後の住民基本台帳法施行条例（以下「新条例」という。）別表第1に掲げる執行機関（同条の規定による改正前の住民基本台帳法施行条例（以下「旧条例」という。）別表第1に掲げる執行機関に限る。）から住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の13第1項に規定する求めがあった場合における新条例第2条の規定の適用については、同条中「第7条第13号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）及び同条第8号の2」とあるのは「第7条第8号の2」と、「住民票コード及び同号」とあるのは「同号」とする。

- 3 施行日から一部施行日の前日までの間に新条例別表第3に掲げる執行機関（旧条例別表第3に掲げる執行機関に限る。）から法第30条の15第2項第2号に規定する求めがあった場合における新条例第5条の規定の適用については、同条中「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの」とあるのは、「都道府県知事保存本人確認情報」とする。

附 則（平成28年10月21日条例第67号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第28号）

この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、別表第2の6の項及び7の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日条例第47号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月29日条例第40号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和４年12月23日条例第70号）

- 1 この条例中別表第１の１の項の改正規定及び次項の規定は令和５年３月27日から、第７条第２項の改正規定は同年４月１日から施行する。
- 2 別表第１の１の項の改正規定の施行の日前にされた一般旅券の査証欄の増補に関する申請に係る藤沢市の長に対する本人確認情報の提供については、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和６年３月29日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第１条中第２条の改正規定及び第５条の改正規定（「うち住民票コード以外のものの」及び「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを」を削る部分に限る。）並びに次項の規定は公布の日から、第２条の規定は公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 住民基本台帳法施行条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第88号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和７年３月28日条例第19号）

この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、別表第２の10の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 1 条関係）

提供を受ける区域内の 市町村の執行機関	事務
1 藤沢市の長	旅券法（昭和26年法律第267号）による同法第 3 条第 1 項の発給、同法第12条第 1 項の査証欄の増補又は同法第17条第 1 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
2 藤沢市の長	特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）による同法第10条第 1 項の認証、同法第23条第 2 項の届出又は同法第34条第 3 項の認証に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 3 条関係）

- 1 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 神奈川県看護師等修学資金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第40号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例（昭和45年神奈川県条例第 3 号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成22年神奈川県条例第56号）による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例（昭和45年神奈川県条例第30号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年神奈川県条例第31号）に

よる年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

6 神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例を廃止する条例（平成30年神奈川県条例第44号）による廃止前の神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例（平成6年神奈川県条例第1号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの

7 神奈川県がん克服条例（平成20年神奈川県条例第25号）第7条第2項に規定する地域がん登録に関する事務であって規則で定めるもの

8 神奈川県高齢者居室等整備資金貸付規則を廃止する規則（平成14年神奈川県規則第27号）による廃止前の神奈川県高齢者居室等整備資金貸付規則（昭和47年神奈川県規則第110号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの

9 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護支援専門員の登録又は介護支援専門員証の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

提供を受ける知事以外の県の執行機関	事務
1 神奈川県教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの
2 神奈川県教育委員会	神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号）による貸付けに係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 神奈川県公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による同法第51

会	条の4第1項の放置違反金の納付に関する事務であつて規則で定めるもの
4 神奈川県公安委員会	道路交通法による同法第100条の2第1項の再試験の実施、第101条の7第1項の臨時の認知機能検査、第102条第1項から第5項までの臨時の適性検査、同条第1項から第4項までの医師の診断書の提出、第103条第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の2第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の3第3項若しくは第104条の2の4第1項、第2項若しくは第4項の規定による免許の取消し、第103条第1項若しくは第4項若しくは第104条の2の3第1項若しくは第3項の規定による免許の効力の停止又は第108条の2第1項第10号若しくは第12号から第16号までの講習の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
5 神奈川県監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条の規定による住民監査請求に関する事務であつて規則で定めるもの